

宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「執行規則」という。）第4条の規定により入札参加登録を受けた者及び財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第95条及び第104条の規定により定めた建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号）第5条の規定による入札参加登録をしている者（以下「登録業者」という。）が事故、贈賄、談合及び不正行為等を行った場合の指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事執行者等

執行規則第2条第2号に定める工事執行者及び財務規則第2条第11号に定める契約執行者をいう。

(2) 県発注工事等

県が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）並びに県が外郭団体等に委託した建設工事及び建設関連業務をいう。

(3) 県発注業務

県が発注する全ての業務をいう。

(4) 業務

個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全般をいう。

(5) 代表役員等

登録業者である個人、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）、専務取締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。

(6) 一般役員等

代表役員等以外の代表権を有しない役員等で会計参与、監査役、執行役員、常務取締役及び取締役等並びに支店長、営業所長等をいう。

(7) 使用人

代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。

(8) 公共機関の職員

刑法（明治40年法律第145号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員及び委員その他の職員並びに特別法上公務員とみなされる者をいう。

(9) 暴力団、暴力団員及び収賄罪の暴力的不法行為等

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に規定されたものをいう。

(10) 暴力団関係者

暴力団及び暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりをもつ者又は、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。

(指名停止)

- 第3条 知事は、登録業者が別表1及び別表2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該登録業者について指名停止を行うものとする。
- 2 知事が指名停止を行ったときは、工事執行者等は、当該指名停止に係る登録業者（以下「指名停止業者」という。）を競争入札に参加させ、又は指名してはならない。
 - 3 工事執行者等は、指名停止業者を現に競争入札に参加させ、又は指名しているときは、落札決定前にあっては入札を無効とし、又は指名を取り消すものとする。
 - 4 工事執行者等は、落札決定した登録業者が契約締結前に指名停止となった場合は、当該契約を締結しないものとする。
 - 5 指名停止の開始日は、知事が定める日とする。
 - 6 指名停止の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。ただし、共同企業体の構成員の責任体制が、協定書で区分されている分担型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる構成員についてはこの限りでない。
 - 3 知事は、指名停止業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
 - 4 前条第2項から第6項までの規定は、第1項から第3項までの規定により指名停止を行ったときに準用するものとする。

(指名停止の期間の特例等)

- 第5条 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに措置したと想定した場合の期間のうち最も長いものをもって、指名停止の期間とする。
- 2 登録業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間は、該当しなかったと想定した場合の期間に、それぞれ別表各項に定める短期を加算した期間とする。
 - (1) 別表1各項又は別表2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表1各項又は別表2各項の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表2第1項から第9項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項から第9項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 知事は、登録業者について、情状酌量すべき特別な事由があると認める場合には、当該特別の事由がなかったと想定した場合の指名停止の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。この場合において、1か月の2分の1の期間は15日とする。
- 4 知事は、登録業者について、極めて悪質な事由があった場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、当該悪質な事由又は重大な結果がなかったと想定した場合の指名停止の期間の2倍の期間まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、第3項及び第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止期間が満了した登録業者について、極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 知事は、登録業者が、過去に登録業者でない時点において、別表各項の措置要件に該当した場合、又は措置要件に該当する行為が、過去に登録業者であった期間のものであることが明らかとなつたときは、当該措置要件により想定される指名停止の期間の範囲内において、新たに登録業者となった時点から指名停止を行うことができる。
- 8 知事は、指名停止業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなつたと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。
- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する課徴金減免制度が適用された場合（課徴金減免申請を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条の2第15項の規定による通知がなされた場合を含む。）であつて、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 10 本県に対し、県発注工事等に係る次の各号の全てを満たす談合等に係る情報を提供了することが有力な手掛かりとなり、登録業者が別表2第4項、第6項又は第9項に該当するに至つたものと知事が認める場合においては、当該情報提供者が属する登録業者に限り、指名停止の期間を当該知事の承認がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、情報提供者が属する登録業者が談合を強要するなど主導的に談合等に関わっていた場合は、この限りではない。
 - (1) 公知の情報でない新たな情報であること。
 - (2) 談合等の事実を裏付ける客観的な証拠となり得る情報が提供されていること。
 - (3) 公正取引委員会や警察等による調査が公知となっている事案に係る情報でないこと。

（指名停止の承継）

- 第6条 指名停止業者から、合併、会社分割、又は営業譲渡等の組織変更により、当該指名停止業者の業務を承継した登録業者は、当該指名停止の措置を承継するものとする。
- 2 指名停止措置要件に該当する行為後に、合併、会社分割、又は営業譲渡等により組織変更となった場合は、当該行為を行つた業務を承継した登録業者に、指名停止を行うものとする。

(事故等の報告)

第7条 工事執行者等は、事故が発生したときは、県工事事故防止対策委員会設置要綱（昭和53年12月4日施行）に基づき設置された県工事事故防止対策委員会を経由し、別記様式第1号建設工事（建設関連業務）事故発生報告書により知事に報告しなければならない。この場合において、工事執行者等が地方機関の長であるときは、主務課を経由するものとする。

2 工事執行者等は、前項のほか、別表各項のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認められる場合は、別記様式第2号指名停止措置要件発生報告書により、知事に報告しなければならない。この場合において、工事執行者等が地方機関の長であるときは、主務課を経由するものとする。

(指名停止の通知)

第8条 知事は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行い、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、登録業者に対しそれぞれ別記様式第3号指名停止通知書、別記様式第4号指名停止期間変更通知書又は別記様式第5号指名停止解除通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において必要があると認めるときは、改善措置について報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 工事執行者等は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、大規模災害時の応急復旧工事（当該指名停止業者を排除することが、応急復旧に遅れを生じさせ、より大きな公益を阻害するなど極めて緊急性が高い場合に限る。以下同じ。）や当該指名停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 工事執行者等は、指名停止業者が、工事執行者等の契約に係る工事等を下請負し、又は受託することを承認してはならない。ただし、大規模災害時の応急復旧工事や当該指名停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 知事は、指名停止の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面により警告を行うことができる。

(苦情処理)

第12条 知事から第3条第1項若しくは第4条第1項から第3項までの規定による指名停止、第5条第5項の規定による指名停止の期間の変更、同条第6項若しくは第7項の規定による新たな指名停止、又は前条の規定による書面での警告を受けた登録業者は、当該措置に対して苦情申立てを行うことができる。

2 前項の登録業者が、苦情を申立てる場合には、公共工事等に係る苦情対応要領（平成14年4月1日施行）により行わなければならない。

- 3 知事は、第1項の措置を講じた登録業者に対して、当該措置について苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(県工事請負業者等審査委員会への付議)

第13条 知事は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行うとき、同条第8項の規定により指名停止を解除しようとするとき、第9条ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき又は第10条ただし書の規定により下請負いし、若しくは受託することを承認しようとするときは、県工事請負業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議に付すものとする。ただし、災害時の応急復旧工事等の特別な事由により、審査委員会を開くことができない場合は、この限りでない。

(指名停止の公表)

第14条 知事は、3条第1項及び第4条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行った場合は、当該登録業者名等について公表するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領の廃止)
- 2 宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 旧要領の規定により知事が行った指名停止については、この要領の規定により行った指名停止とみなす。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領の規定により指名停止を受けている者の指名停止の期間については、なお従前の例による。